

ジェネリック医薬品を利用しましょう

～医療費負担を軽減できます～

ジェネリック医薬品とは……？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。新たに開発された新薬は、一定期間、独占的に製造・販売ができるように特許により守られています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

共済組合では、現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減負担額等を「ジェネリック差額通知書」にてお知らせしています。

令和4年度から、発行月を年1回（7月）、対象期間を前年度1年間に変更しています。自己負担額の軽減にもなりますので、この機会にジェネリック医薬品を利用してみてはいかがでしょうか？

お問い合わせ先

保 健 課 TEL 095-827-3139